

最高裁平成九年（行ツ）第三六号、九・四・二四判決

判 決

上告人 株式会社東洋シート

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 全国金属機械労働組合広島地方本部東洋シート支部

右当事者間の東京高等裁判所平成七年(行コ)第八七号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成八年一〇月二四日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1 の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って、又は原審の認定に沿わない事実に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷